

平成 27 年第 1 回定例市議会追加提出議案

(3 月 9 日 提 出)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
40	(議 案) 藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	1

議案第 40 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 9 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

国民健康保険の保険料について負担の公平の確保及び中低所得層の負担の軽減を図る観点から賦課限度額を引き上げるとともに、低所得者に対する保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得を見直すものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第13条の6中「510,000円」を「520,000円」に改める。

第13条の6の10中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第13条の12中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第19条第1項中「第13条の6に定める基礎賦課限度額」を「520,000円」に、「当該基礎賦課限度額」を「520,000円」に改め、同項第2号中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第1項に規定する金額」を「260,000円」に改め、同項第3号中「450,000円」を「470,000円」に改め、同条第3項中「第13条の6に定める基礎賦課限度額を超えるときは、当該基礎賦課限度額」を「520,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第4項中「第13条の6に定める基礎賦課限度額を超えるときは、当該基礎賦課限度額」を「520,000円」に、「140,000円」を「160,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の藤井寺市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。